

芦屋市屋外広告物条例の手引き

芦屋市

平成28年1月

目 次

1. 屋外広告物とは	2
2. 条例の概要	2
3. 禁止物件	4
4. 広告物等規制地域	4
5. すべての屋外広告物に適用される共通の基準	6
6. 屋外広告物を設置する地域ごとに適用される基準	7
7. 案内誘導広告物の基準	21
8. 屋外広告物の種類ごとの基準	22
9. 大規模店舗等における自家用広告物等の緩和	23
10. 自動車に表示する屋外広告物の基準	24
11. 適用除外	25
12. 許可等の手続きの流れ	26
13. 許可更新時における安全点検	28
14. 罰則等	28
15. 条例施行後の経過措置	29

1. 屋外広告物とは

(1) 定義

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものをいいます。看板やポスターなどのほか、壁面に直接表示する文字や、商品名、シンボルマーク、写真など、第三者に一定のイメージを与えるものが該当します。また、商業広告でない非営利目的のものであっても、屋外広告物に該当します。

ただし、街頭で配布されるチラシ、駅の改札口の内側にあるもの、大学の構内など特定の人のみ見ることができ、建築物の窓ガラス等の内側から表示されているもの、音響広告等については、屋外広告物とはみなされません。

(2) 主な分類

- ① 自家用広告物等：自己の事業所等に、自己の店名、事業の内容等を表示するもの
- ② 管理用広告物等：自己の所有する土地や物件の管理上必要な事項を表示するもの
- ③ 案内誘導広告物等：特定の施設や店舗への案内誘導のために掲出されるもの
- ④ その他の広告物：貸広告など

2. 条例の概要

(1) 目的

- ① 良好な景観の形成
- ② 風致の維持
- ③ 公衆に対する危害の防止

(2) 責務

① 市の責務

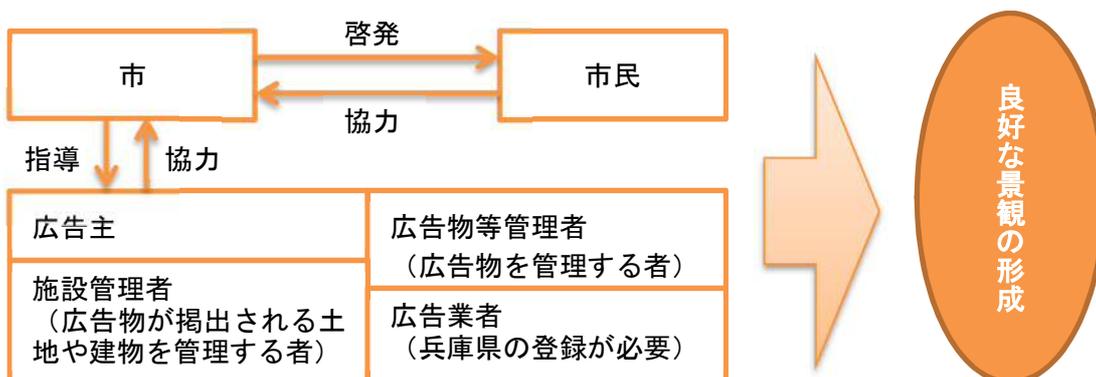
広告物に関する啓発を行い、必要な施策を策定し、景観形成において先導的役割を果たす。

② 広告主等の責務

広告主、広告物等管理者、施設管理者、広告業者は、条例を遵守し、市の施策に協力する。

③ 市民の責務

市の施策に協力する。



(3) 規制概要

芦屋市では、市域を7つの地域に区分し、その地域ごとに屋外広告物の基準を定めています。また、市域全域において屋外広告物を掲出してはいけない「禁止物件」も別途定めています。屋外広告物を掲出するには、これらの基準に適合したもので、あらかじめ市の許可を受けなければなりません。

ただし、社会生活上必要な広告物や、規模の小さい広告物については、規制の適用が除外されるものもあります。

下記の広告物については、市域全域において掲出することができません。また現在掲出されている場合は、速やかに撤去する必要があります。

- ① 著しく汚染、退色し、又は塗料の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる恐れがあるもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害し、又はそのおそれがあるもの

(4) 義務

前述した(2)責務とは別に、屋外広告物を掲出するうえで、広告主等にかかる義務があります。

① 管理義務（広告主、広告物等管理者）

ア) 補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持する。

イ) 損傷、腐食、劣化の状況について随時安全点検を行い、許可更新時に報告書を提出する。

ウ) 高さ4m超又は表示面積10㎡超の広告物については、有資格者（屋外広告士、一級・二級建築士、電気主任技術者等）を管理者として置く。

② 調整義務（広告主、広告物等管理者、施設管理者）

一団の土地、一の建築物又は工作物において、広告主が異なる複数の広告物が掲出される場合、全ての広告物が条例の規定に適合するよう、相互に調整する。

③ 除却義務（広告主、広告物等管理者）

次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、広告物等（広告部分だけでなく、架台や枠組等すべて）を除却する。

ア) 許可期間が満了したとき。

イ) 許可が取り消されたとき。

ウ) 広告物等の掲出が必要なくなったとき。

3. 禁止物件

(1) 広告物を掲出できない物件

- ① 橋, トンネル, 高架構造物, 分離帯
- ② 石垣, 擁壁その他これらに類するもの
- ③ 街路樹, 路傍樹
- ④ 信号機, 道路標識, 道路情報管理施設, カーブ・ミラー, 道路上の柵等
- ⑤ パーキング・メーター, パーキング・チケット発給設備
- ⑥ 市長が指定する区域内にある電柱, 街灯その他これらに類するもの
- ⑦ 消火栓, 火災報知器, 望楼
- ⑧ 郵便ポスト, 公衆電話ボックス
- ⑨ 送電塔, 送受信塔, 照明塔
- ⑩ 煙突, 水道タンクその他これらに類するもの
- ⑪ 銅像, 神仏像, 記念碑その他これらに類するもの
- ⑫ 景観重要建造物, 景観重要樹木
- ⑬ 道路の路面

(2) はり紙, はり札, 広告旗, 立看板を掲出できない物件

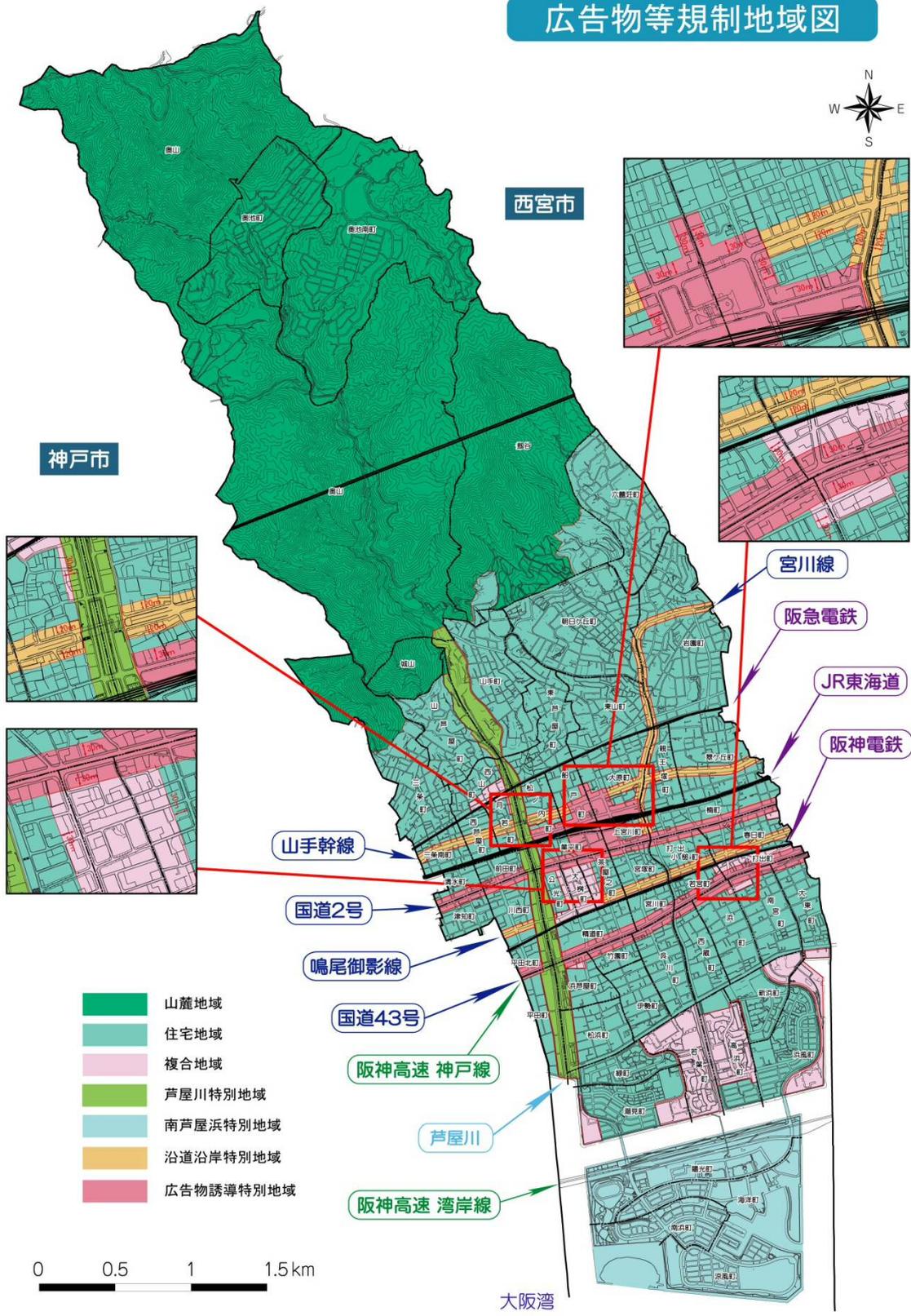
- ① 電柱, 街灯その他これらに類するもの
- ② アーチの支柱, アーケードの支柱

4. 広告物等規制地域

市域全域を下記のとおり区分し, それぞれの地域における基準を設けます。

- (1) 山麓地域: 市街化調整区域
- (2) 住宅地域: 第1種・第2種低層及び第1種・第2種中高層住居専用地域(一部の地域を除く。)
- (3) 複合地域: 第1種・第2種住居地域及び近隣商業地域(一部の地域を除く。)
- (4) 芦屋川特別地域: 芦屋川沿岸一帯(芦屋川特別景観地区と同範囲)
- (5) 南芦屋浜特別地域: 南芦屋浜
- (6) 沿道沿岸特別地域: 鳴尾御影線, 山手幹線, 宮川線又は宮川(国道2号以北)のそれぞれ境界線から20mの範囲(一部の地域を除く。)
- (7) 広告物誘導特別地域: 国道2号, 国道43号のそれぞれ境界線から30mの範囲及びJR駅前周辺(一部の地域を除く。)

広告物等規制地域図



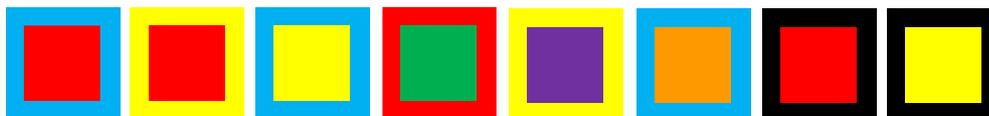
- 山麓地域
- 住宅地域
- 複合地域
- 芦屋川特別地域
- 南芦屋浜特別地域
- 沿道沿岸特別地域
- 広告物誘導特別地域

0 0.5 1 1.5km

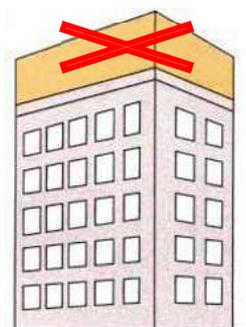
5. すべての屋外広告物に適用される共通の基準

- (1) 位置, 形状, 面積, 材料, 色彩, 意匠等を周囲の景観と調和したものとすること。
- (2) 広告物の裏面・側面, 広告物を掲出する物件にあつては, 塗装その他の装飾をし, かつ, その装飾を表示面と調和したものとすること。
- (3) 照明を使用する広告物等にあつては, 昼間における美観の維持に必要な対策を講じるほか, 夜間の景観に配慮すること。
- (4) 蛍光塗料, 蛍光フィルム, 反射光の強い塗料の使用禁止。色の組合せに配慮。

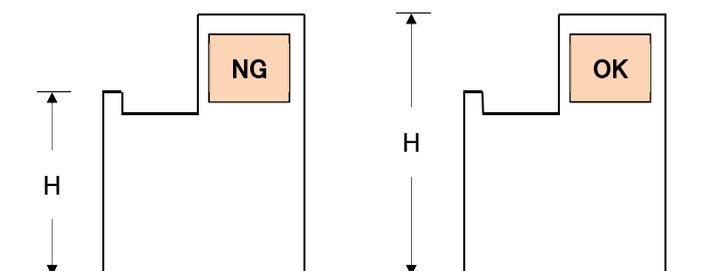
彩度の高い2色, 補色, 彩度の高い色と黒との組み合わせは避ける。



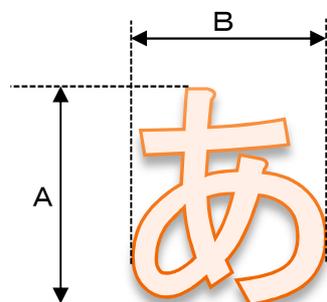
- (5) 屋上利用は禁止 (建物高さ以上に設置するすべての広告物を含む)。



H: 建築基準法に基づく建築物の絶対高さ



- (6) 回転灯, 点滅灯, ネオンサイン, LEDの使用は禁止 (内照式は除く。)。ただし, 駐車場の満空表示等, 必要最小限かつ小規模なものは許容する。
- (7) アドバルーンは禁止。
- (8) 1文字当たり 1 m^2 以下。地上からの高さが 15 m を超える箇所に掲出する場合は, 2 m^2 以下にできる。



$A \times B \leq 1\text{ m}^2$
 設置高さが 15 m 超の場合は $A \times B \leq 2\text{ m}^2$

6. 屋外広告物を設置する地域ごとに適用される基準

(1) 山麓地域

① 用途

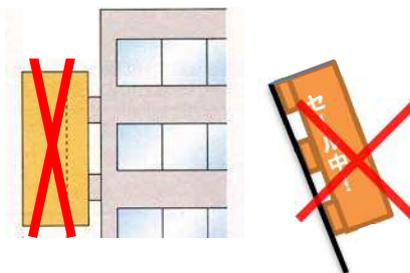
原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

下記の形態の広告物は掲出できません。

- ア) 壁面突出
- イ) のぼり旗



③ 許可を要さないもの

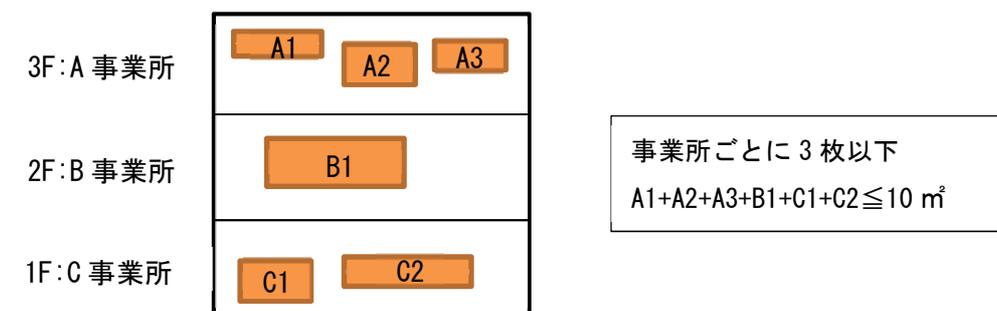
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ2枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、5㎡以下かつ2枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記の通りとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下
- イ) 1事業所当たり、3枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色 (一切の使用を禁止する。)

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色 (表示面の1/30以下に限り使用できる。)

Y, YR, Rで彩度が10を超える色、その他の色相で彩度が8を超える色

ウ) 規制色 (2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。)

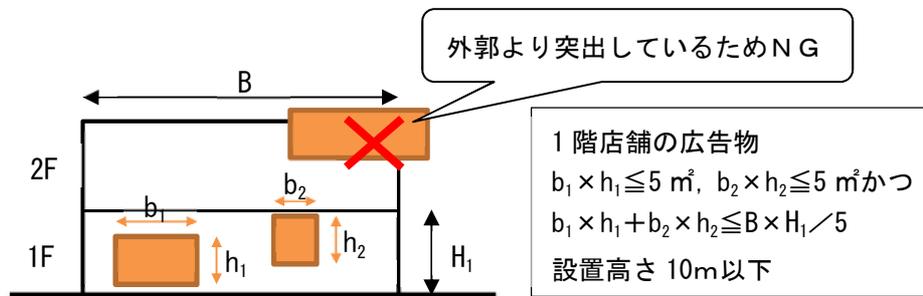
Y, YR, Rで彩度が6を超える色、その他の色相で彩度が4を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能。



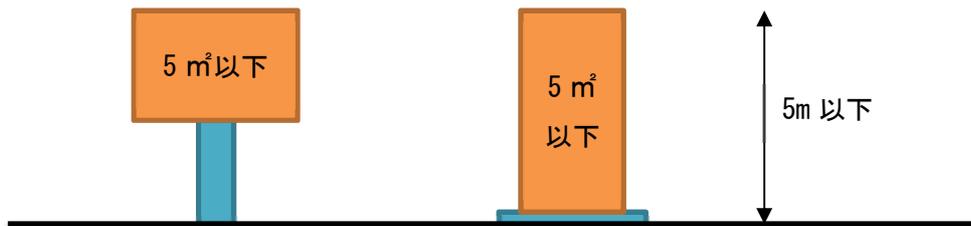
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占用部に限る）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



⑦ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 5 m^2 以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 5 m 以下



⑧ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑨ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(2) 住宅地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

のぼり旗は掲出できません。



③ 許可を要さないもの

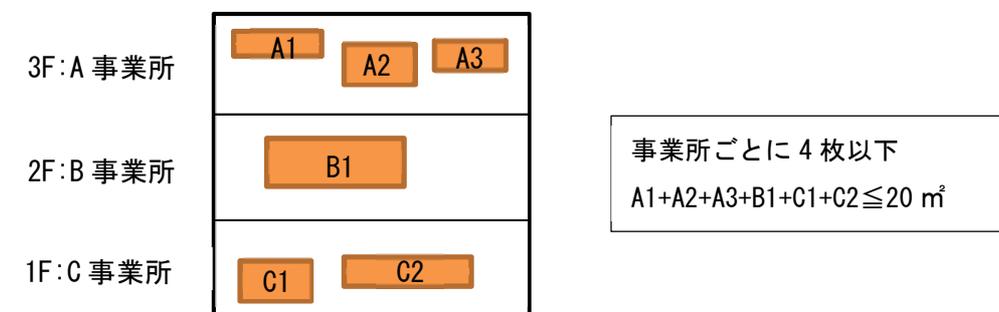
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記の通りとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
- イ) 1事業所当たり、4枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が12を超える色、その他の色相で彩度が8を超える色

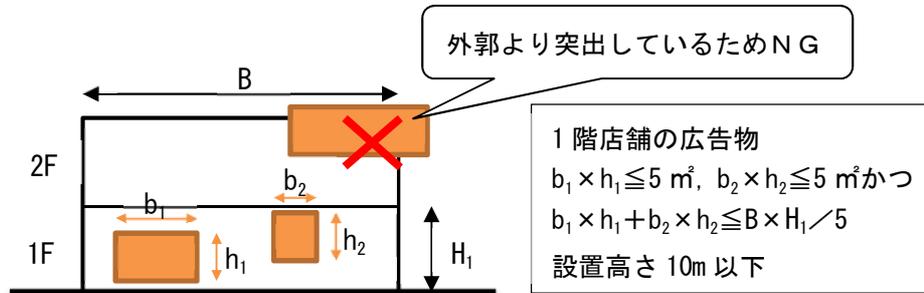
ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が8を超える色、その他の色相で彩度が6を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能。

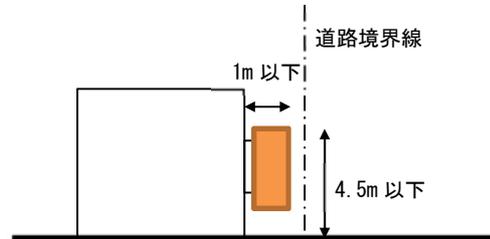
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占用部に限る。）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



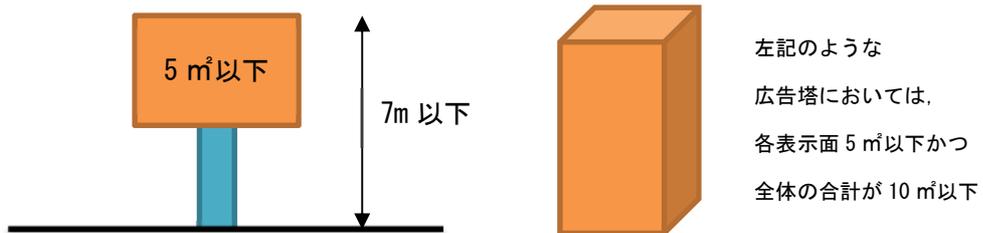
⑦ 壁面突出

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 7 m 以下



⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(3) 複合地域

① 許可を要さないもの

下記に該当し、かつ他の許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

ア) 1事業所当たり、10㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等

イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が12を超える色

ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/3に限り使用できる。）

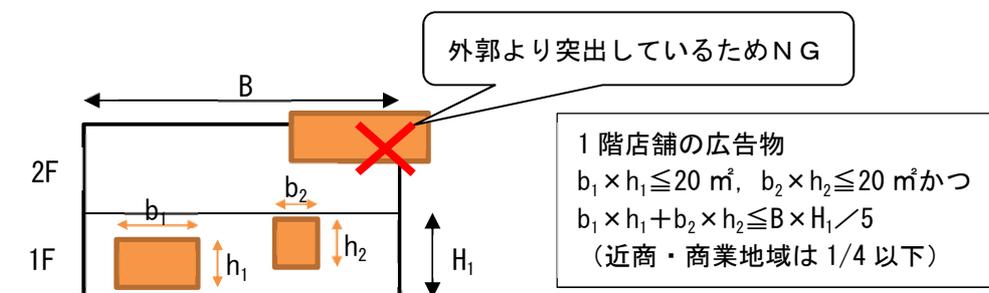
彩度が10を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能。

③ 壁面利用

ア) 面積：個当たり20㎡以下、設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
（近商・商業地域においては1/4以下）

イ) その他：壁面の外郭線から突出不可、窓や開口部をふさがないこと、
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



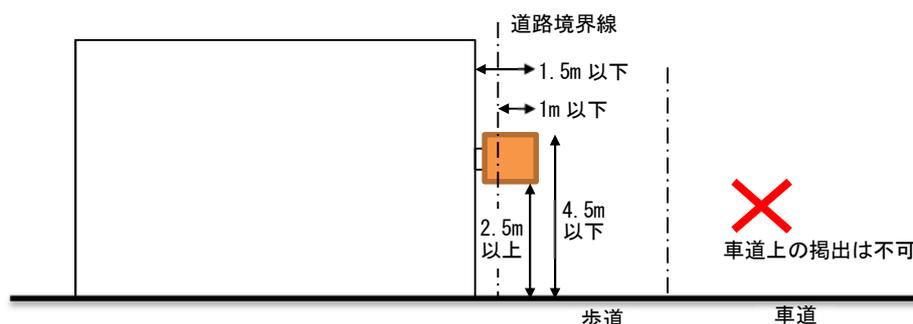
④ 壁面突出

ア) 面積：1方向1㎡以下

イ) 出幅：建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下

ウ) 高さ：上端高さ4.5m以下、歩道上に突出する場合は下端高さ2.5m以上

エ) その他：道路上の掲出や突出は不可（歩道上のみ可）

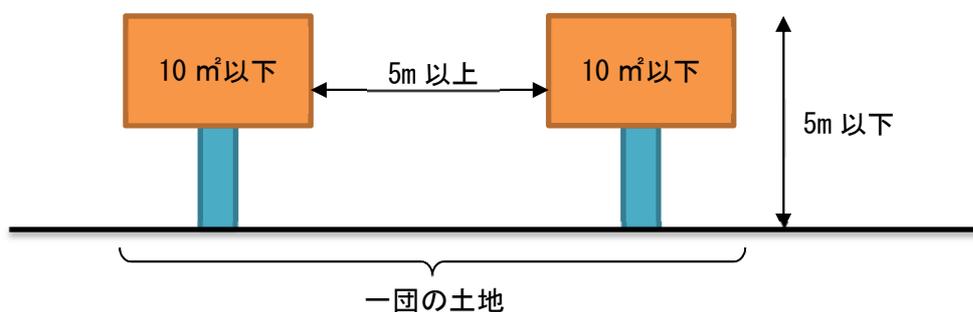


⑤ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ15m以下

⑥ 敷地外建植

- ア) 面積：1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ5m以下
- エ) 距離：相互間距離5m以上

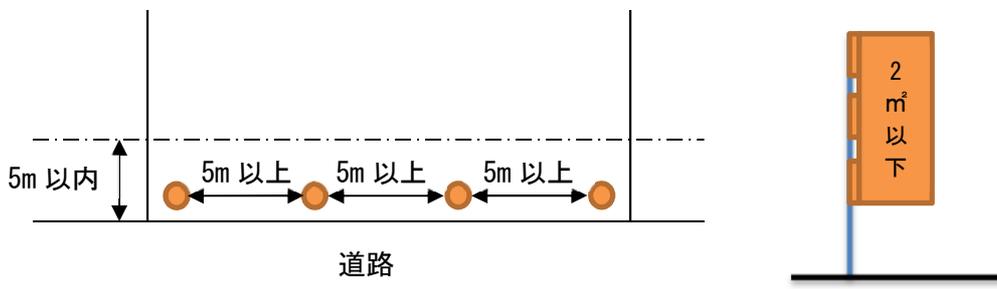


⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり5㎡以下，
設置面の1/5以下（近商・商業地域においては1/4以下）
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑧ のぼり旗

- ア) 面積：個当たり2㎡以下
- イ) 距離：相互間距離5m以上
(道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。)



⑨ 置看板

- ア) 面積：1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(4) 芦屋川特別地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

下記の形態の広告物は掲出できません。

- ア) 壁面突出（近商・商業地域に掲出する場合は除く。）
- イ) のぼり旗

③ 許可を要さないもの

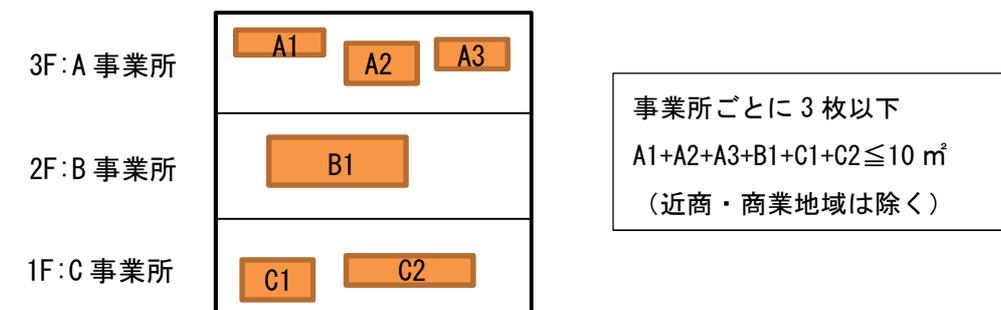
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制（近商・商業地域に掲出する場合は除く）

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記の通りとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下
- イ) 1事業所当たり、3枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が10を超える色、その他の色相で彩度が8を超える色

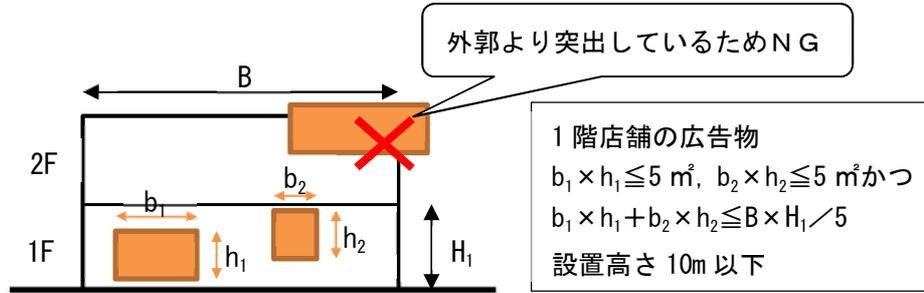
ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が6を超える色、その他の色相で彩度が4を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能。

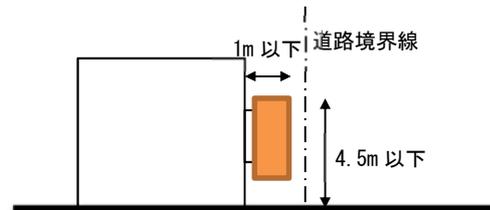
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占有部に限る。）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



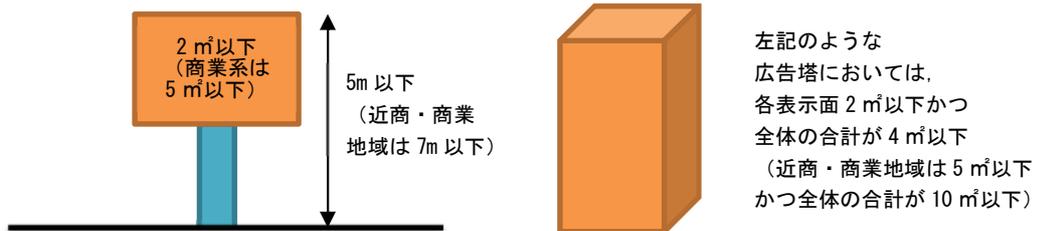
⑦ 壁面突出（近商・商業地域に掲出する場合に限る。）

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 2 m^2 以下かつ個当たり 4 m^2 以下
(近商・商業地域に掲出する場合は 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下)
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 5 m 以下（近商・商業地域に掲出する場合は 7 m 以下）



⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(5) 南芦屋浜特別地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

下記の形態の広告物は掲出できません。

- ア) 壁面突出（商業系地域（広告景観モデル地区における商業・業務地区及びマリーナ地区。以下同じ。）に掲出する場合は除く。）
- イ) のぼり旗

③ 許可を要さないもの

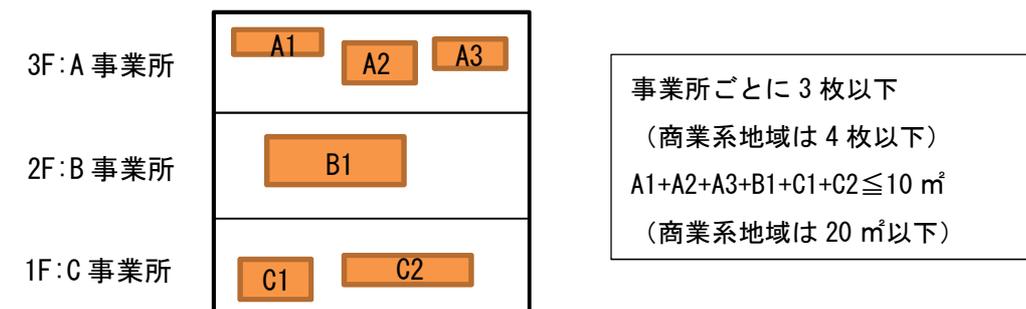
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記の通りとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、10㎡以下（商業系地域に掲出する場合は20㎡以下）
- イ) 1事業所当たり、3枚以下（商業系地域に掲出する場合は4枚以下）

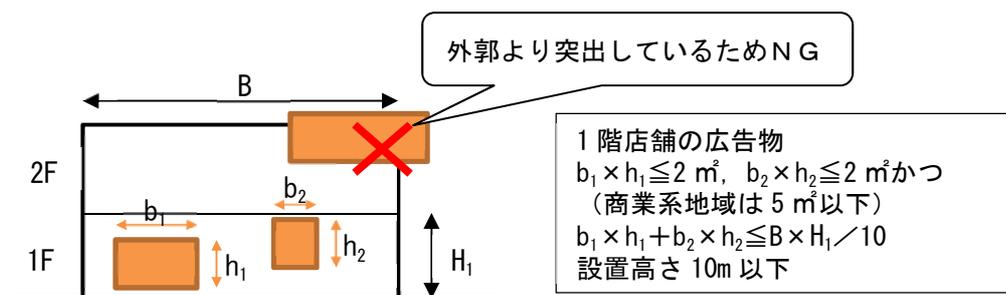


⑤ 色彩

- ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）
各色相において最も彩度が高い色
 - イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）
Y, YR, Rで彩度が10を超える色, その他の色相で彩度が8を超える色
 - ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。）
Y, YR, Rで彩度が6を超える色, その他の色相で彩度が4を超える色
- ※ イ)とウ)の併用は可能。

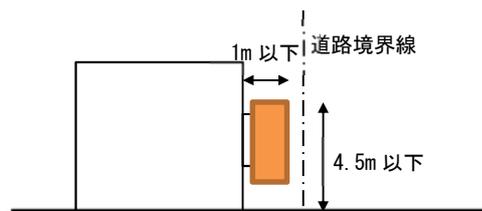
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 2 m^2 以下（商業系地域に掲出する場合は 5 m^2 以下），設置する壁面（占用部に限る。）の $1/10$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



⑦ 壁面突出（商業系地域に掲出する場合に限る。）

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 2 m^2 以下かつ個当たり 4 m^2 以下（商業系地域に掲出する場合は 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下）
- イ) 数量：1基（商業系地域に掲出する場合は2基以下，いずれの場合も許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 5 m 以下（商業系地域に掲出する場合は 7 m 以下）

⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 1 m^2 以下，設置面の $1/10$ 以下
- イ) 数量：1個（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(6) 沿道沿岸特別地域

① 用途

原則、下記の広告物のみ掲出できます。

- ア) 自家用広告物等
- イ) 管理用広告物等
- ウ) 案内誘導広告物等

② 掲出できない種類

のぼり旗は掲出できません。



③ 許可を要さないもの

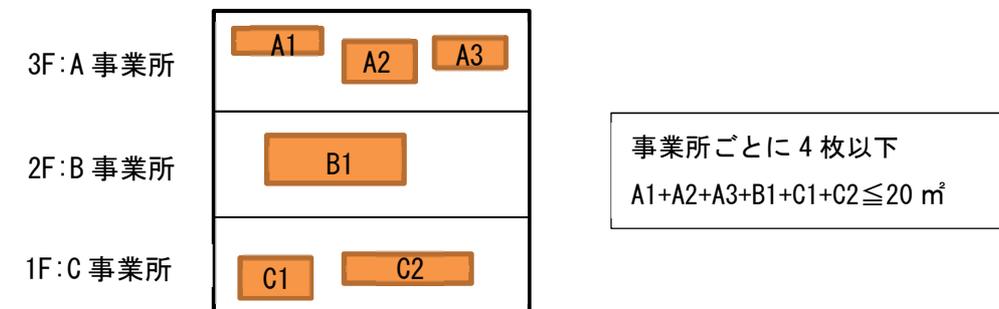
下記に該当し、かつ許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、3㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、3㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

④ 総量規制

自家用広告物等、③のイ)に定める数量を超えて掲出する管理用広告物等、案内誘導広告物等の数量の合計は、下記の通りとします。

- ア) 一団の土地又は一の建築物当たり、20㎡以下
- イ) 1事業所当たり、4枚以下



⑤ 色彩

ア) 禁止色 (一切の使用を禁止する。)

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色 (表示面の1/30以下に限り使用できる。)

Y, YR, Rで彩度が12を超える色、その他の色相で彩度が8を超える色

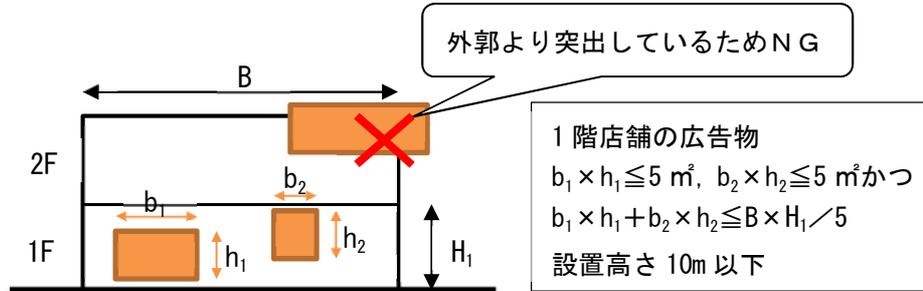
ウ) 規制色 (2色以下かつ表示面の1/5に限り使用できる。)

Y, YR, Rで彩度が8を超える色、その他の色相で彩度が6を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能。

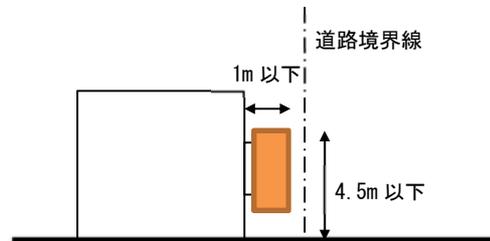
⑥ 壁面利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置する壁面（占有部に限る。）の $1/5$ 以下
- イ) 高さ：上端高さ 10 m 以下
- ウ) その他：壁面の外郭線から突出不可，窓や開口部をふさがないこと，
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



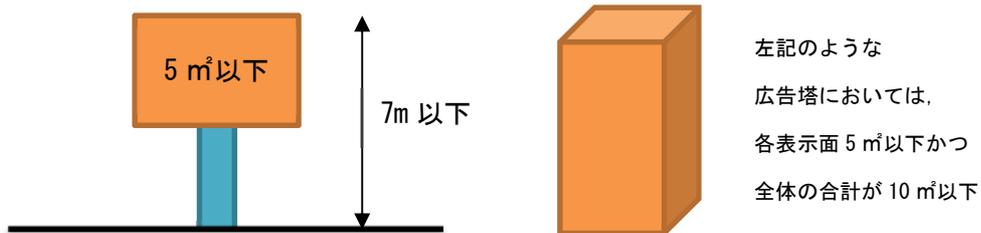
⑦ 壁面突出

- ア) 面積：1方向 1 m^2 以下
- イ) 出幅：建築物の壁面から 1 m 以下
- ウ) 高さ：上端高さ 4.5 m 以下
- エ) その他：道路上の掲出や突出は不可



⑧ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向 5 m^2 以下かつ個当たり 10 m^2 以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ 7 m 以下



⑨ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり 5 m^2 以下，設置面の $1/5$ 以下
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑩ 置看板

- ア) 面積：1方向 0.5 m^2 以下かつ個当たり 1 m^2 以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

(7) 広告物誘導特別地域

① 許可を要さないもの

下記に該当し、かつ他の許可基準を満たしているものについては、事前に許可を取得しなくとも掲出できます。

- ア) 1事業所当たり、5㎡以下かつ3枚以下の自家用広告物等
- イ) 一団の土地又は一の建築物当たり、5㎡以下かつ3枚以下の管理用広告物等

② 色彩

ア) 禁止色（一切の使用を禁止する。）

各色相において最も彩度が高い色、明度が9を超える無彩色

イ) アクセント色（表示面の1/30以下に限り使用できる。）

Y, YR, Rで彩度が12を超える色

ウ) 規制色（2色以下かつ表示面の1/3に限り使用できる。）

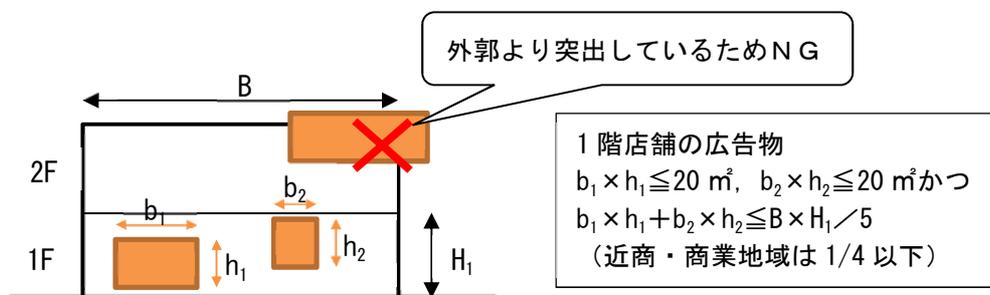
彩度が10を超える色

※ イ)とウ)の併用は可能。

③ 壁面利用

ア) 面積：個当たり20㎡以下、設置する壁面（占用部に限る。）の1/5以下
（近商・商業地域においては1/4以下）

イ) その他：壁面の外郭線から突出不可、窓や開口部をふさがないこと、
意匠が同一のものは1壁面当たり1枚以下



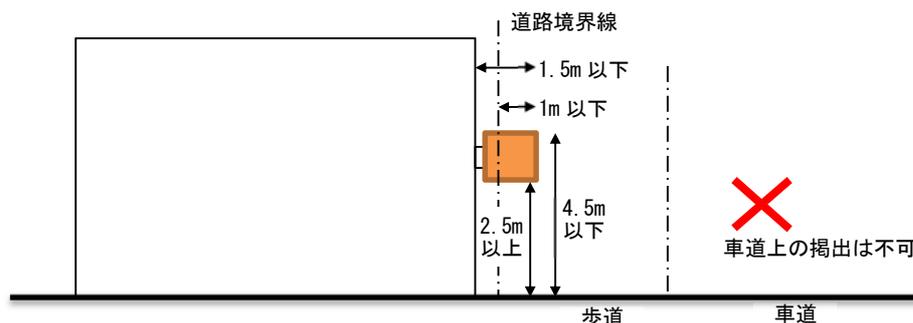
④ 壁面突出

ア) 面積：1方向1㎡以下

イ) 出幅：建築物の壁面から1.5m以下かつ道路境界線から1m以下

ウ) 高さ：上端高さ4.5m以下、歩道上に突出する場合は下端高さ2.5m以上

エ) その他：道路上の掲出や突出は不可（歩道上のみ可）

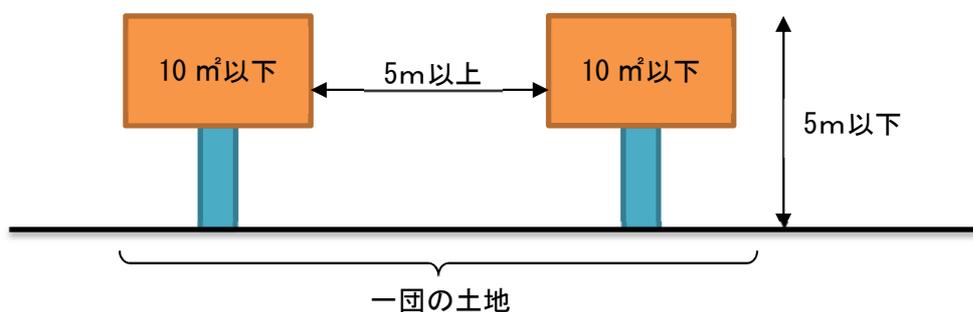


⑤ 敷地内建植

- ア) 面積：1方向20㎡以下かつ個当たり40㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ15m以下

⑥ 敷地外建植

- ア) 面積：1方向10㎡以下かつ個当たり20㎡以下
- イ) 数量：2基以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) 高さ：上端高さ5m以下
- エ) 距離：相互間距離5m以上

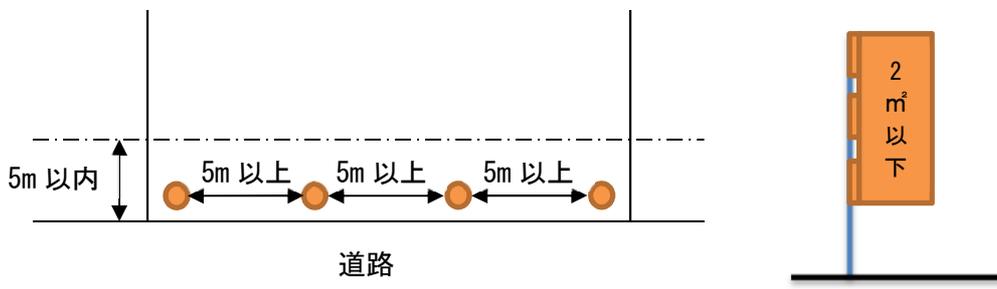


⑦ 垣・塀利用

- ア) 面積：個当たり5㎡以下，
設置面の1/5以下（近商・商業地域においては1/4以下）
- イ) 数量：2個以下（許可を要さない管理用広告物等を除く。）
- ウ) その他：垣・塀の外郭線から突出不可

⑧ のぼり旗

- ア) 面積：個当たり2㎡以下，合計8㎡以下
- イ) 距離：相互間距離5m以上
(道路の路肩から5m以内の場所に表示する場合に限る。)



⑨ 置看板

- ア) 面積：1方向0.5㎡以下かつ個当たり1㎡以下
- イ) 数量：1基
- ウ) その他：道路上掲出不可

7. 案内誘導広告物の基準

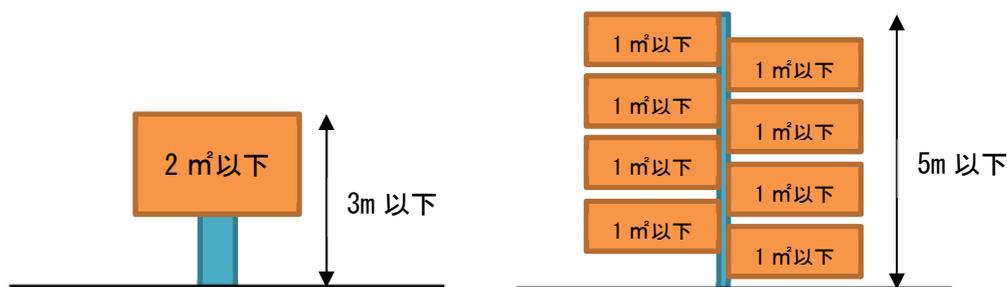
(1) 面積

1方向の表示面積は2㎡以下。

複数の施設へ誘導するために表示する集合看板については、8㎡以下かつ1施設当たり1㎡以下。

(2) 高さ（建植に限る。）

上端高さ3m以下（集合看板等は5m以下）。



(3) 誘導距離

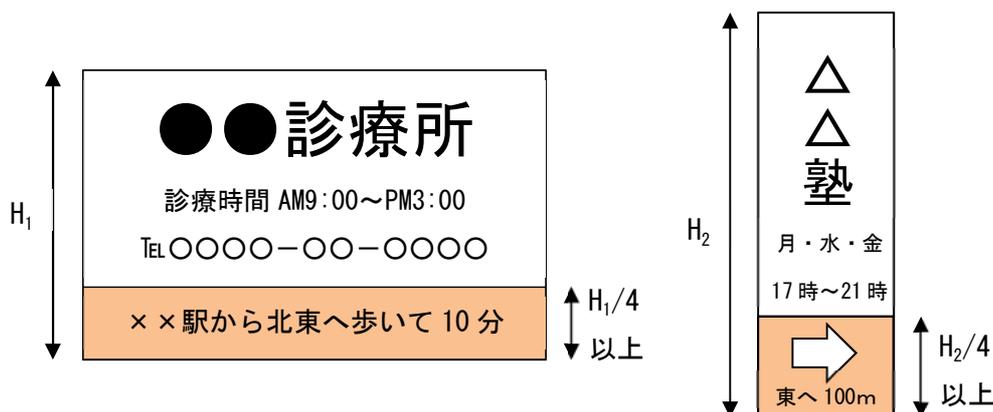
案内誘導しようとする施設から10km以下の場所に設置すること。

(4) 相互間距離（建植に限る。）

5m以上。

(5) その他

- ① 案内誘導のために必要最小限の事項のみ表示すること。
- ② 方向や距離等，誘導に係る部分の面積を全体の1/4以上とすること。
- ③ 集合看板については，形状，面積，材料，色彩，意匠等を統一すること。



※ 上記の基準は，広告物等規制地域ごとの基準や，広告物の種類ごとの基準と，重複して適用されますのでご注意ください（それぞれの基準のうち，最も厳しい内容が適用されます）。

8. 屋外広告物の種類ごとの基準

(1) 電柱利用

① 規格

ア) 突出：縦1.2m以下，横0.45m以下

イ) 巻付：縦1.5m以下，1方向の表示面の面積0.5㎡以下

② 数量：電柱1本につき，突出・巻付各1個

③ 下端の道路面からの高さ

ア) 突出：4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

イ) 巻付：1.2m以上

④ 設置場所：交通信号機から5m以上離すこと

⑤ その他（突出に限る。）

ア) 設置の方向が歩道側・路肩側であること

イ) 電柱から0.15m以上離し，上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

(2) 街灯利用

① 目的：商店街名，町名等を表示するもの

② 面積：1方向の表示面の面積0.2㎡以下

③ 数量：街灯1本につき，1個

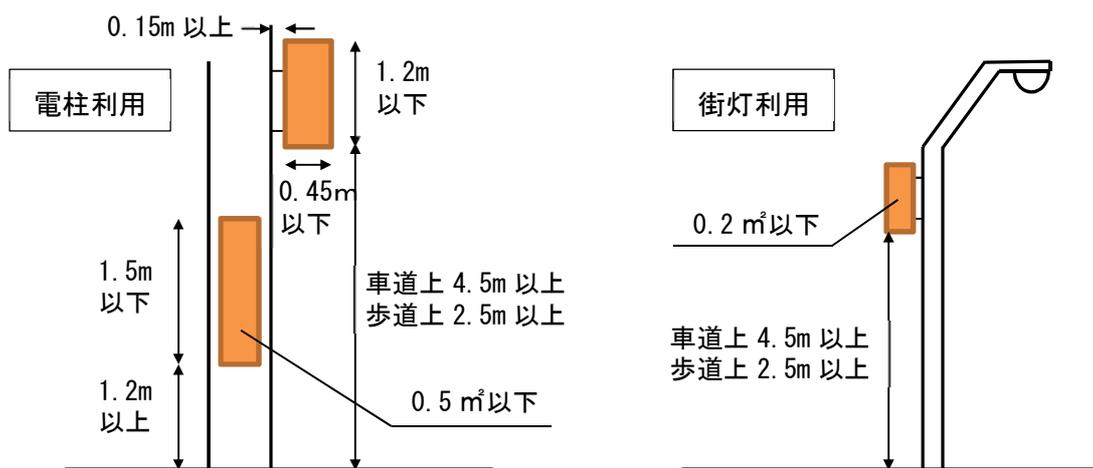
④ 下端の道路面からの高さ

ア) 突出：4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

イ) 巻付：1.2m以上

⑤ 設置場所：交通信号機から5m以上離すこと

⑥ その他：同一商店街に表示するものは規格を統一すること



※ 電柱・街灯利用広告物については，市街化調整区域，芦屋浜，南芦屋浜，芦屋川の護岸及び河口に面する道路上に位置する電柱及び街灯への掲出が禁止されています。

(3) バス停留所標識利用

- ① 面積：表示板の面積の1/3以下
- ② 数量：標識1本につき、1個
- ③ その他：車両の進行方向から見えない面に表示すること。

(4) アーチ利用

- ① 目的：商店街名、町名等を表示するもの
- ② 高さ：下端高さ4.5m以上（歩道上は2.5m以上）

(5) アーケード利用

- ① 面積：1方向0.5㎡以下
- ② 数量：設置者1人につき、1個
- ③ 高さ：下端高さ4.5m以上（歩道上は2.5m以上）
- ④ その他：同一商店街に表示するものは、規格を統一すること。

9. 大規模店舗等における自家用広告物の緩和

(1) 緩和を受けられる店舗等

- ① 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
- ② 消費生活協同組合法に基づく500㎡を超える店舗
- ③ 農業協同組合法に基づく500㎡を超える店舗
- ④ 小売業・物品加工修理業を行う500㎡を超える店舗（飲食店業を除く。）
- ⑤ 飲食店業を行う1,000㎡を超える店舗
- ⑥ 駐車場法に基づく駐車部分の面積が500㎡以上の路外駐車場

(2) 緩和の内容

- ① 総量規制のある地域において、下記のとおり駐車場表示広告物等を総量に含めないことができる
ア) 総量規制が10㎡の地域では駐車場表示広告物等5㎡まで
イ) 総量規制が20㎡の地域では駐車場表示広告物等10㎡まで
- ② すべての地域において、駐車場表示広告物等（置看板は除く。）を基数・個数に算入しないことができる。

(3) 超大規模店舗等における緩和

(1) に掲げる店舗のうち、店舗面積が10,000㎡を超えるものについては、景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、さらに緩和できる可能性があります。事前に余裕をもってご相談ください。

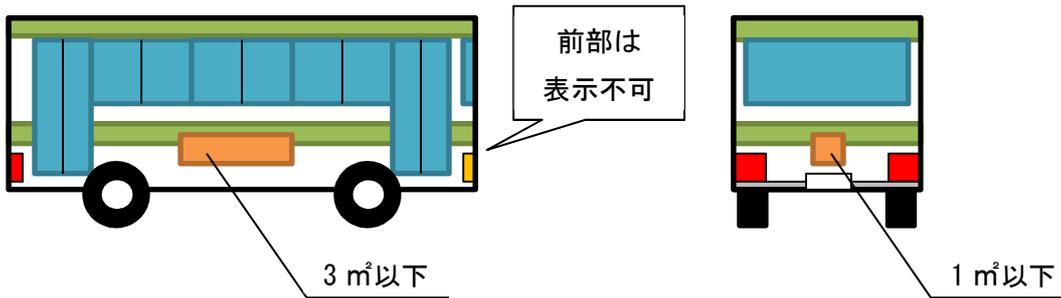
10. 自動車に表示する広告物の基準

(1) 宣伝車

消防車，救急車と紛らわしくないものとする。

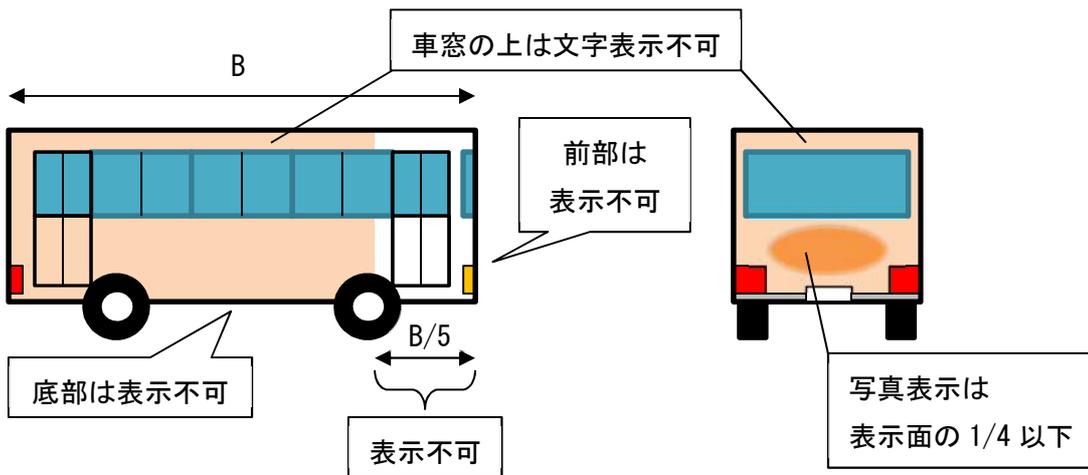
(2) 路線バス

- ① 面積：側部 3 m²以下，後部 1 m²以下
- ② 色彩：彩度が8を超える部分の面積は，表示面の 1 / 2 以下とすること。
- ③ その他：前部に表示しないこと。



(3) ラッピングバス

- ① 数量：1 車体につき 1 広告
- ② 色彩：彩度が8を超える部分の面積は，表示面の 1 / 2 以下とすること。
- ③ その他
 - ア) 前部・底部と，側部のうち前方 1 / 5 の部分には表示しないこと。
 - イ) 写真を使用する部分の面積は，表示面の 1 / 4 以下とすること。
 - ウ) 車両設備と紛らわしくないものとする。
 - エ) 文字数は必要最小限にすること。
 - オ) 車窓上部に文字を表示しないこと。



※ 表示面積の合計が 3 m²を超えるラッピングバスは，許可の際に景観アドバイザーの意見を聴く必要がありますので，事前に余裕をもってご相談ください。

11. 適用除外

(1) 許可が不要で禁止物件に掲出可能なもの

- ① 他の法令の規定により表示するもの
- ② 国や地方公共団体が設置する公共目的のもの
- ③ 健康保険組合，社会福祉法人，自治会等が設置する公共目的のもの
- ④ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
- ⑤ 非常災害のため必要な応急措置として表示するもの
- ⑥ 公益上必要な施設に寄贈者名等を表示するもので別途定める基準に適合するもの

(2) 許可は不要であるが禁止物件に掲出できないもの

- ① 自家用広告物等で別途定める基準に適合するもの（6. 地域ごとの基準参照）
- ② 管理用広告物等で別途定める基準に適合するもの（6. 地域ごとの基準参照）
- ③ 冠婚葬祭又は祭礼のため，一時的に表示する広告物
- ④ 講演会，展覧会，音楽会等のため，会場の敷地内に表示するもので別途定める基準に適合するもの
- ⑤ 自動車に表示する広告物のうち下記のいずれかに該当するもの
 - ア) 所有者等の氏名，名称，店名，商標，自己の事業の内容等を表示するもの
 - イ) 道路運送車両法による登録を受けた本拠地の屋外広告物の規制に適合するもの
- ⑥ 人，動物，自転車等に表示するもの
- ⑦ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
- ⑧ 非営利活動のために表示する広告物のうち下記のすべてに該当するもの
 - ア) 政治活動，宗教活動，労働運動等のために行う宣伝，集会，行事等を表示
 - イ) 表示期間30日以内
 - ウ) 貼紙・貼札0.5㎡以下，のぼり旗・立看板2㎡以下
 - エ) 貼紙を掲出する物件2㎡以下
 - オ) 広告主又は管理者の名称・連絡先を表記（自己の敷地に掲出されている場合を除く。）

(3) 禁止物件に掲出できるもの

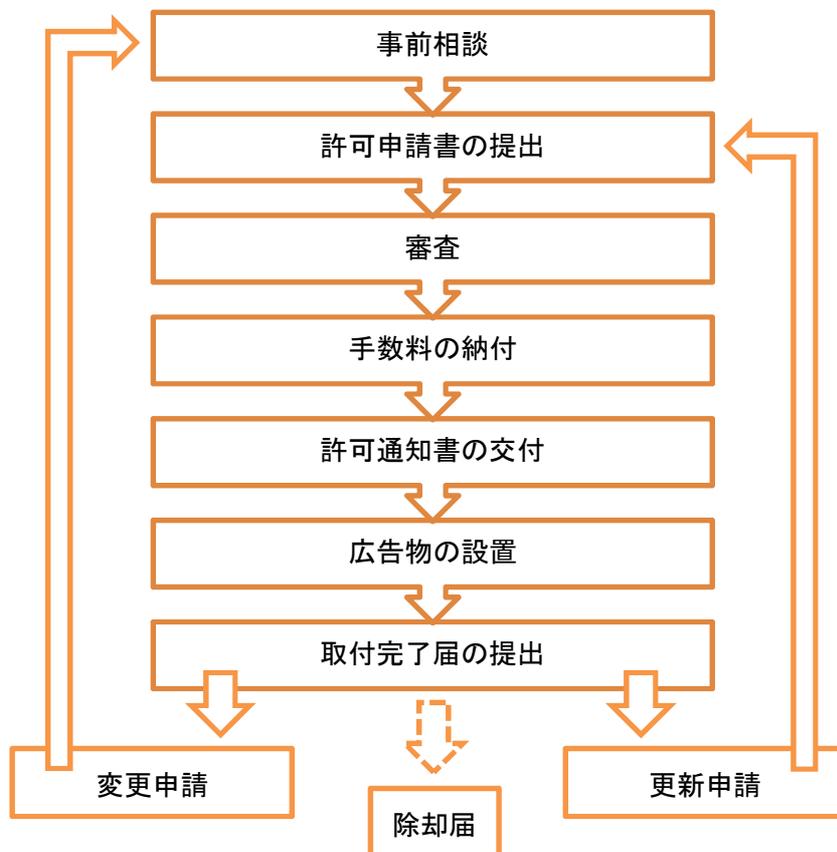
- ① 石垣，擁壁，送電塔，煙突，水道タンク等に掲出する自家用広告物等で別途定める基準に適合するもの
- ② 管理用広告物等

(4) 許可の特例

周囲の景観に良い影響を及ぼすようなデザインが優れている広告物のうち，景観アドバイザーの意見を聴いたうえで市が認めるものについては，規制内容に関わらず許可することができます。

12. 許可等の手続き

(1) 許可手続きの流れ



(2) 許可申請時の必要書類

提出書類		新規・変更	更新
①	屋外広告物許可申請書（様式第1号・別紙含む）	●	●
②	付近見取図，掲出場所のカラー写真（3ヶ月以内に撮影）	●	●
③	広告物の形状，材料，構造に関する仕様書・構造図	●	—
④	広告物の色彩（マンセル値），意匠，面積等を表した模写図	●	—
⑤	広告物と建築物との関係や壁面の状況を表した図面，既存広告物の形状，面積等を表した模写図，カラー写真	○	—
⑥	施設管理者の同意書	○	○
⑦	既存広告物の自己点検結果報告書（様式第2号），カラー写真	—	●
⑧	委任状	○	○
⑨	その他審査において必要と認める図書	○	○

●：提出必須 ○：該当する場合に必要

※ 部数は正・副2部（正・副で様式が異なるため注意すること）

(3) 許可期間と手数料

広告物の種類		単位	手数料の金額	許可期間
看板, 広告板, 広告塔	5㎡未満	1枚 1基	1,000円	2年以内
	5㎡以上10㎡未満		2,000円	
	10㎡以上		3,000円 15㎡超は、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算	
アーチ利用		1基	4,000円	
アーケード利用		1基	広告板に準じる	
宣伝車		1台	2,000円	
電柱・街灯利用		1個	300円	
バス停留所標識利用		1個	300円	
車体利用	3㎡以下	1個	300円 合計が2,000円を超える場合、1台につき2,000円	
	3㎡超	1台	2,000円	
	ラッピングバス	1台	2,000円	
テント利用		1個	広告板に準じる	
広告幕		1枚	300円	90日以内
広告旗		1基	300円	
アーケード利用 (一時的なもの)		1個	300円	
立看板		1個	300円	30日以内
貼紙・貼札		100枚	300円 100枚未満の場合、100枚とする	
その他の広告物		1枚 1個 1基	300円	

※ 屋外広告士などの有資格者が管理者として設置され、適切に管理を行う場合、上記の許可期間に1年を加えることができます（許可期間が1年未満のものを除く。）。

13. 許可更新時における安全点検

許可期間が満了した後も引き続き広告物を掲出する場合、許可の更新が必要となります。許可期間が30日超2年以内のものは期間満了の30日以上前、その他のものは10日以上前に申請書を提出してください。

その際には、既存の広告物の安全点検を行い、報告書を申請書に添付する必要があります。長期間、風雨にさらされる屋外広告物は、外見だけではわからない劣化や腐食が発生している可能性があります。許可更新時に行う2年又は3年ごとの定期点検の際は、専門業者に依頼し、目視だけでなく、接合部や看板内部の詳細にわたる調査を行うようお勧めします。

※ 下記資料もご参照ください。



オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック
(屋外広告物適正化推進委員会発行)

<http://www.nikkoren.or.jp/topics/anzen0831.pdf>

14. 罰則等

(1) 措置命令

条例の規定に違反する屋外広告物については、広告主又は広告物管理者に対し、改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

(2) 報告及び立入検査

条例の施行において必要である時は、広告主、広告物管理者又は施設管理者から報告を求めるほか、土地や建物に立入検査を行うことがあります。

(3) 違反の表示及び公表

条例の規定に違反する広告物については、当該広告物に違反である旨を表示するほか、その内容について公表することがあります。

(4) 罰則

上記の措置命令に違反した場合、報告や立入検査を拒否した場合、許可を取得せず広告物を掲出するなど条例の規定に違反して広告物を表示した場合については、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

15. 条例施行後の経過措置

芦屋市屋外広告物条例の施行時において、兵庫県の屋外広告物条例に基づき適法に掲出されている屋外広告物のうち、市条例の規定に適合しなくなったものについては、下記のとおり、引き続き掲出することができます。兵庫県の屋外広告物条例で許可を必要とせず、芦屋市屋外広告物条例の施行により許可を要することとなった広告物については、原則施行日から3年以内に許可申請を提出してください。

※ 芦屋市屋外広告物条例の施行時において、兵庫県の屋外広告物条例で許可が必要であるのに許可を取得していないものや、兵庫県の屋外広告物条例に基づく基準に適合しないものは、経過措置の適用を受けられませんのでご注意ください。

